

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」のご案内

機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第12号（就業制限に係る業務）により、「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」の修了者でなければ従事することができません。

長野県建設業協会長野支部は、長野労働局登録教習機関である「中部労働技能教習センター」で実施する各種技能教習等の受付業務を受託することになりましたので、貴社並びに協力会社、下請け会社へご周知していただき、この機会に受講されますようご案内申し上げます。この講習は労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年度厚生労働省令第58号）に対応するものです。

記

1 技能講習の日時

学科・実技 令和7年4月14日（月）受付 午前7時45分～ 開講 午前8時

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

2 技能講習の場所

（一社）中部労働技能教習センター 長野実技場

長野市松代町東寺尾字観音前北（柴地籍）2681-3 電話：026-278-9255

3 受講資格

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者

4 講習科目

学科講習 ①作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識（2時間）
②運転に必要な一般的事項に関する知識（30分） ③関係法令（30分）

実技講習 ①作業のための装置の操作（2時間）

5 受講料等

受講料1人につき22,000円（教材費2,200円含む。）（税込）

（学科補講料30分1,100円（税込） 実技補講料30分1,650円（税込））

6 受講受付人員及び受講申込締切日

定員 **15名** 締切日 令和7年3月31日（月）

（定員に達し次第締め切ります。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる場合があります。）

※ コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させていただきます。

また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようお願い申し上げます。

7 受講申込及び受講料納入

受講申込は、「車両系建設機械（解体用）運転技能講習受講申込書」に、

①写真1枚（縦3cm×横2.5cm 裏面に名前明記）

②受講資格証明用の「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証」の写し

③受講料・教材費

を添え、長野県建設業協会長野支部（長野市岡田町124 電話：026-227-6226）へお申込み下さい。

※ 受講料・教材費を振込みの場合は「受講申込書」及び「②の書類」受付完了後、数日後に納入してください。

振込先： 八十二銀行 長野駅前支店 普通預金 386-343

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないで下さい。

8 助成金について

長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL：026-226-0866